

久米島町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活を始める世帯に対し経済的支援を行うことにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、久米島町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し久米島町補助金等交付規則（平成14年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 対象年度の前年度1月1日から対象年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、住宅のリフォーム、賃借する際に要した初期費用等で、物件の購入費、修繕費、増改築費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い行われた引越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係るものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 取得できる最新の所得証明書をもとに夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 対象となる住居が久米島町内にあること。
- (4) 久米島町に継続して居住する意思があること。
- (5) 対象経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

- (7) 新婚世帯のいずれもが町税等の滞納をしていないこと。
- (8) 新婚世帯のいずれもが生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者でないこと。
- (9) 新婚世帯のいずれもが久米島町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額から、新婚世帯が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住居の賃借に係る額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分の額並びに町長が認める公的制度による住居費及び引越費用に係る補助を受けた額を控除した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の補助金の額は、1 新婚世帯あたり 30 万円を上限とする。
- 3 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から対象年度の 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、久米島町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、対象年度の 3 月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職・無収入である場合にあっては、所得証明書に代えて、誓約書兼無職・無収入申立書（様式第 2 号）を提出することができる。）
- (2) 夫婦の住民票謄本（本籍及び住所異動日がわかるもの）
- (3) 結婚受理証明又は戸籍謄本（婚姻日がわかるもの）
- (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）
- (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住居費における取得の場合）
- (6) 住宅のリフォームにかかる修繕、増改築等工事請負契約書及び領収書等の写し（住居費における修繕、増改築の場合）
- (7) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住居費における賃借の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第 3 号）（住居費における賃借の場合）
- (9) 引越費用に係る領収書の写し
- (10) 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第 4 号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、久米島町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第

5号)により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付が適当でないと認められる場合はその旨通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第2項により補助金の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、速やかに久米島町結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第6号)を町長に請求しなければならない。

2 町長は、補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、久米島町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、久米島町結婚新生活支援補助金の全部又は一部を返還請求書(様式第8号)により、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

